

議長(川杉美津江君) 7番 掛布まち子議員。

(7番 掛布まち子君 登壇)

7番(掛布まち子君) 私は、この議会で大きく二点にわたって質問させていただきま
す。

一点目は、介護の負担の軽減を求めて、二点目は、学校給食の民間委託計画につい
てでございます。

まず、大きな一点目の介護の負担の軽減を求めて、高齢者対策特命監にお尋ねをい
たします。

2005年10月の介護保険の見直しで、通所サービスの食費や特養・老健施設に入所して
いる人の食費・居住費が全額自己負担となり、さらに2006年4月には介護保険料の大
幅な値上げと、軽度の人を介護サービスから排除する全面改悪が、自民党・公明党そし
て民主党の賛成で実施されました。この間、町民の方々からは施設に入所させているが、
負担が月に5万円も増えた。特養に入るのに月に14万円もかかる。長生きしてねと素直
に言えなくなった。介護ベットを取り上げられ、自費で購入しなければならなくなった。要
支援2に変更されて通院介助がなくなり、タクシーを使うと1回の通院に4,000円もかか
るなど、さまざまな悲鳴が聞こえてきました。

介護保険料を払っているのにサービスを受けられない介護難民という言葉が、まさに
現実になってまいりました。介護保険の全面改悪から1年半、東員町の高齢者にどのよ
うな影響が及んでいるのか。またこの状況を少しでも改善するために、町としてどのよう
な対策を講じてきたのかを、まずお示してください。

机上にお配りしましたA4裏表の資料は、東員町の17年・18年度の介護保険特別会計
決算書と、行政報告書を基に私が作成してきたものでございます。まずこの決算書を見
ますと、この全面改悪によるすさまじい変化が数字の間から読み取れます。まず資料
1をご覧ください。

まず、認定率が18年度大きく下がっていることです。徐々に上がってきた認定率が、17
年度14.4%から18年度は13.7%に急に落ちています。

2点目にサービス受給率の著しい低下です。認定者数に対する居宅サービス、施設サ
ービスともに17年から18年にかけて落ち込んでいます。施設サービスのほうは徐々に
低下をし、施設から居宅サービスへと移っている傾向がありましたが、18年度その落ち

込みが一層ひどくなり、そしてこれまでそれを補うように、在宅サービスの受給率が増加していたのが、18年度は在宅サービスの受給率も同時に落ち込む、こういう結果となっています。

3点目には、国が介護予防重視としてこの制度改訂に際して導入した新予防給付の対象であります、要支援1・2の方のサービス受給率が特に激しく落ち込んでいることです。17年度は要支援の方63人の受給率は58%、要介護1の方が219人で、そのうちの受給者170人、受給率は77.6%でありましたが、18年度要介護のうちの約半数が要支援2に移された計算になり、要支援2に移った方は受給率が56.7%まで落ち込み、要支援1となった方は受給率たったの38.3%という、何のために認定を受けたのかわからないというような状況になっております。

そして4番目として、この結果を裏づけるような数字として、新予防給付も含めたホームヘルプサービスと福祉用具貸与の件数及び給付費の変化が4の表に示してあります。ホームヘルプサービスでは17年度件数が2,255件だったのが、18年度は1,816件に落ち込み、福祉用具の貸与は17年度1,729件が18年度は1,436件まで、金額・件数ともに15から20%も大きく一気に落ち込みました。これは新予防給付の対象とされた要支援1・2の方へのサービスの抑制と、サービス取り上げの実態を反映した数字ではないかと思われまます。

そして裏面の資料5を見てください。まず目につきますのが、65歳以上の方々から徴収した介護保険料の額が、17年度1億2,084万円が、18年度は一挙に54%も増えて1億8,999万円、実に6,715万円も介護保険料の額が負担が増えていきます。ところが資料6にありますように、18年度決算の介護保険の給付費は制度改悪による自己負担の増加と利用抑制のために逆に減少し、年間の保険給付費は前年度に比べ約0.7%減少いたしました。それに伴い資料5にありますように、国庫支出金は2億16万円から1億7,521万円と、約2,500万円、12.5%も減らされました。介護サービスは十分に利用できなくなるわ、介護保険料は1.5倍にも値上げになるわで、住民に二重の負担が押し付けられ、しかしその一方で国の負担だけはしっかりと減らしたという、驚くべき結果が表れています。

こういうのをまさにやらずぼったくりと言うのではないのでしょうか。日本共産党議員団は、これまでも負担が限界に達している低所得者に対する利用料の減免制度や、軽減措置のない通所サービスの食費負担への助成を訴えてきました。また、生活困難者に対しては介護保険料の減免を条例に基づいてきちんと行い、軽減するべきと主張してきました。これらの点についての見解を求めます。

ただでさえ精神的・体力的に負担の大きい介護に、介護保険制度の大改悪で金銭的な負担まで重くかぶさっています。介護の負担を少しでも軽減する手立てとして、先の6月議会で大崎議員のほうから3点を要望いたしました。一つ目は、主に要介護4、5の寝たきり老人が対象となっているおむつ代助成の基準を緩和して、常時おむつが必要な認知症の高齢者でも対象となるように制度を改善すること。二つ目は、社会福祉協議会に委託して、町商工会が行っている配食サービスの内容を利用者の声を聞いて改善すること。三つ目は、通院介助がなくなり困っている要支援に移された高齢者に、町が介護タクシー券を助成することです。その後の検討状況をお尋ねをいたします。

議長(川杉美津江君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

(高齢者対策特命監 伊藤清重君 登壇)

高齢者対策特命監(伊藤清重君) 掛布議員のご質問にお答えいたします。

平成17年10月から食費・居住費が、全額自己負担となりました。高齢者にどのような影響が及んでいるかというご質問でございますけれども、制度改正後、約2年を経過しようとしておりますが、この改正は在宅介護との均衡を図るため改正が行われ、自己負担が増加をしておりますが、そのために利用者数の減など、サービス低下につながっている状況は見受けられないように思われます。現状は施設サービスを受けるため、施設が空くのを待っていただいているのが実情ではないかと判断しているところでございます。

なお、低所得者の方につきましては、申請により食費や居住費の負担軽減を受けることができる制度も構築されておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、介護保険料につきましては、介護保険制度は皆で支え合う仕組みであり、所得に応じた保険料と国・県・町が介護保険にかかるすべてのサービス費用を法定割合で負担し合うことを原則としております。利用料につきましては低所得者の方への配慮のため、社会福祉法人による利用者負担金の減免制度や、先程申し上げました食費・居住費の負担限度額認定の制度もございますので、特に独自の減免制度は考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、おむつ代助成の基準緩和についてですが、要介護4以上で6ヶ月以上寝たきりの方、または重度の障害を有する方で、日常生活においてほとんど介護を要し、おむね6ヶ月以上常時おむつを使用していること、また認知症の方につきましては認知性自立度がランク3以上で、かつ日常生活動作の5項目のうち、3項目以上が一部介助に該当すれば支給を行っているところでございます。今後も現在の支給基準に基づいて助成を行い、福祉の充実を図ってまいりたいと考えております。

配食サービスにつきましては、前回委託事業所に確認をいたしますということで、ご答弁を申し上げました。確認をいたしましたところ、以前に5件ほどご意見をいただいていたようでございますが、業者にその旨を伝え、できるだけ満足していただけるよう努力しているとの事でございます。なお、最近における利用者の声をお聞きしますと、中には厳しいご意見もございましたが、味・量・利用料について、総体的にほぼ満足との結果が出ております。

次に、介護タクシー券の助成につきましては、本年4月から要支援の方を対象に、年間500円券4枚を助成する制度を、町社会福祉協議会が実施しておりますので、この制度を有効に利用していただきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

議長(川杉美津江君) 掛布まち子議員。

7番(掛布まち子君) 大変呑気な驚くべき答弁で、本当にびっくりしております。

まず施設入所、あるいは通所サービスの食費、居住費の全額自己負担で、サービス低下が見られないということでしたけれども、先程、私が資料でお示しましたように、はっきりと施設サービスの受給率が低下をし、そして在宅サービスの受給率まで低下をするという、今だかつてない現象が、この17年から18年を境に起きている。これもうはっきりとね、東員町だけの現象だけじゃないんです。もう全国どこでも同じ現象が起きている。これは介護保険制度の改悪による負担増の結果であると、もうはっきりとまず認めたくえで、そしてこれは町の責任でない部分が大きいわけですので、まず現状をきちんと認識したうえで、じゃあ町として何ができるのか、そして障害者自立支援法があまりにもひどくて、一貫として皆で声をあげて見直しに向かって少しずつ改善がされていますように、このひどい介護保険の改悪を少しでも元に戻せるように、町として国に対しきちんとこれでは駄目なんだという声をあげるということを、きちんとやっていかなければいけないと思います。

まず、要支援のサービスの受給率の低さですが、資料の中で資料の3あるいは4のところでお示しました、新予防給付、要支援1・2となった方に対し、非常なサービス受給率の低下が起き、介護予防サービス給付費は実績は2,285万円だったんですけども、当初保険料を決めるときの目標値は6,797万円の利用があるとして予算を組んであったわけです。実際の約3分の1しか使えなかったと、一体これは何の結果でこうなっているのか、ケアプラン難民という言葉もありますけれども、ケアプランの報酬があまりにもひどく人数制限もあるために、ケアプランをつくってもらえない人が出ているのではないかと、あるいは不当な利用制限があまりにもきついのではないかとということが考えられるわけ

ですけれども、この新予防給付費の低さというのをどのように認識されているのかを、お尋ねをしたいと思います。

議長(川杉美津江君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤清重君) ケアプランの認識の低さと言われましたけれども、確かに改定によりまして、ケアプランの単価等が変わってきております。特にケアプランにつきましては、要介護につきまして確か単価は値上がりしておりますけれども、支援についてはその分値下がりと言いますか、低くなっておるのは実情でございます。

ですから、それで何と言いますか、ケアプランの低さと言いますか、その辺については再度調査と言いますか、していかないと即お答えすることはできないかなというふうに思っております。以上でございます。

議長(川杉美津江君) 掛布まち子議員。

7番(掛布まち子君) サービスを受ける必要があるので認定調査を申請し、認定をされているのにサービスが使えないという、こういう状態を放置しては本当に気の毒であると思いますので、きちんと調査をし、正すべきところは包括支援センター、町の責任で正していかなければいけないと思います。やるべきことは、まず不当に要介護から要支援の状態に移さない、認定を改善させるということ、そしてケアプランの作成にきちんと包括支援センターが責任を持って行うということ、そして福祉用具の貸与の低さにもありますように、要介護1以下の人に対する介護ベットや車イスの貸し出しが禁止されましたけれども、もっと柔軟な対応、そして町独自の補助制度をつくるなどの柔軟な対応をしていく必要があると、このように思います。

更に要支援の方の受給率が低いだけでなく、国が介護予防の事業として、もう一つの柱として打ち出しました介護地域支援事業の介護予防事業、要するに基本健康診査のチェックリストでもって高齢者の5%を目標に、要介護状態に移行する危険のある特定の高齢者を見つけ出して早めに予防を行う。介護予防事業を行って要介護状態にいくのを要支援にいくのを食い止めるんやと、この目玉の介護予防事業が5%を目標にしたのに、東員町では4,265人中たった46人、1%以下であった。全国平均では0.44%らしいですので、東員町はそれでも大変成績が優秀だということですが、目標の5分の1である。これは介護保険認定を受けている人でも使えない状態であり、その予備軍も十分掘り起こしがされず、介護予防事業も不十分であると、一体こういうことでもいいのだろうか、軽度のうちから一生懸命掘り起こして、重度化するのを防ぐという一番出発点がい

い加減になって、地域の中に高齢者が放置されているのではないか、この介護予防事業を根本的にどう見直していくのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

議長(川杉美津江君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤清重君) お答えいたします。

確かに、先程おっしゃられましたように、国の言うております5%の特定高齢者っていうようなことですが、全国的に実際のところは1%未満というのが大半ということを知っています。私どもできるだけその数値と言いますか、そういう特定高齢者の方の発見と言いますか、それを少しでも多く何て言いますか発見できるように、その辺は今後ともいろんな形を通じまして考えていきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

議長(川杉美津江君) 掛布まち子議員。

7番(掛布まち子君) どうもはっきりしないわけですが、またの機会にお尋ねをしていきたいと思います。

次に、保険料の減免等についてお尋ねをいたします。社会福祉法人減免や低所得者に対する食費、居住費の補足給付があるとおっしゃいましたが、窓口でお聞きしましたら、社会福祉法人が行う低所得者への減免制度の利用者はゼロということでありました。補足給付も通所のサービスの食費に対しては対象になっておりません。さらに介護保険料の減免、これは生活困難者に対する減免制度も東員町は国保条例とは違って、介護保険条例にはうたわれておりますが、申請用紙があるのでしょうか、そしてこの保険料の減免制度を申請し、実施された方がいるのかどうかですね、制度を行っていないのではないかという疑問があるわけですが、これについてお尋ねをしたいと思います。

議長(川杉美津江君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤清重君) お答えいたします。実際にその減免制度を利用されている方はないかと思いますが、保険料につきましては3年間、何て言いますか、一応決定されておまして、18・19年度につきましては激変緩和ということで減免と言いますか、軽減の措置はとらしていただいております。

それから、施設の社会福祉法人に対する減免は、先程言われましたように実際にはないわけですが、食費・居住費につきましては、ちょっと人数はあれですが、ある程度の方は申請されて、その制度を利用されております。以上でございます。

議長(川杉美津江君) 掛布まち子議員。

7番(掛布まち子君) やはり介護保険料の減免の利用者はゼロということです。やっぱりきちんとその制度があるということを周知・徹底をする、広報などでお知らせしていくという親切な対応が不足しているのではないかと思うんです。松阪市では18年度介護保険料の減免を70件の申請があり、51件が承認されて保険料の減免が行われています。大半が生活困難による減免です。東員町でもきちんと制度の周知を行っていくように要望しておきます。

三点目にお尋ねしました介護タクシー券の助成、社協がこの5月から要支援の方に500円券4枚を交付し、これまで半年の間に40人もの申請があったというふうに社協でお聞きをしてみました。これ相当な要望があると、ニーズがあるということだと思えます。そして500円券4枚というのは、あまりにも微々たる額です。そしてこれは社協の事業であって、町が予算を付けているわけではありません。きちんと町が責任を持って行うべきだと思います。

そして配食サービスは厳しい声もあったかということですが、やはり民間の食堂、いわゆるお客さんが来てくれたり、お客さんと直接対応するところであれば、ひどければ問題があれば残飯が大量に残る、お客さんが来てくれなくなる。こういう反応をもってすぐに業者が改善をしていく、ところが今のシステムでは業者が改善しなくても即困ることがないようなシステムになっている、ここに問題があると思います。しっかり利用者の声が直接業者に届いて上手く改善のサイクルが回っていくような、そういうシステムを是非とも構築していただきたい思います。

そして認知症のおむつ代の助成ですけれども、今、認知症の方のおむつ代助成がないということです。これは非常にわかりにくいと思います。一般には寝たきりの要介護4・5の方というふうに言われておりますので、認知症でも日常動作の5項目中3項目以上、要介護3というようなことは普通の方でわかりません。もっと対象を広げて、いなべ市のように認知症の方でも常時おむつをしていれば助成の対象にしますというような、もっと広いやわらかい基準に変えて、町民の負担の軽減に尽くしていただきたいと思えます。

まとめて時間がありませんので言いますが、先程最初の答弁の中で介護保険料、そして国の負担あるいは県の負担、法定割合でそれぞれ負担をして、介護保険の給付費を払っているんだということをおっしゃいましたが、資料5にありますように介護保険料だけ54%も増え、国庫支出金も支払基金交付金も2,000万円以上も減らしているんです。

よ。これ完全に法定割合より介護保険料分が多くなって、保険料の取り過ぎ状態になっているんです。

そもそもこの介護保険料設定したのは、18年度として6にありますように、介護保険の給付費が8億 2,730万円まで伸びるとして、介護保険料を決めた額なんです。ところが実際は7億 6,672万円しか給付費がなかった。だから減った分だけ保険料は下がらなきゃいけないはずなのに、保険料は条例で決まっておりますので、また来年も再来年も少しずつ上がる人も出てくるわけです。だからその取り過ぎの分を利用者に、町民にほかの方法で返して負担を減らしてあげないと、取り過ぎ状態ですよということなんです。

19年・20年は、さらにもっと給付費が伸びる予定で保険料を組んでおりますので、本年度、そして来年度はさらにこの保険料の取り過ぎ状態が、このままではひどくなっていくと思うんです。そういう点できちんと町民に返還するという意味が必要になってくると思います。そして施設に入所したくても、できずに在宅で頑張る人が増えている。この人たちをどうやって支援していくのか、さらに町民の負担は介護保険の関係だけでは、この決算書に表れている介護保険料の負担6千数百万円だけではありません。居住・食費の負担増で本当に5千万円近くの負担が増えているはずで、自腹介護の負担もあります、さらに町民税が上がっています、医療費も上がっていきます。こういう中でいかに町民を、特に介護で苦しんでいる人を支援するかということで、さまざまな助成制度を町がきめ細かくやっていただきたいということなんです。

まとめて言いましたが、今後の取り組みについて、もう一度高齢者対策特命監にお尋ねをしたいと思います。

議長(川杉美津江君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤清重君) いろいろご意見いただきましたけれども、検討してできるものはやっていく、やはり無理なものは無理、その辺の何て言いますか、住み分けと言いますか、それをさせていただきまして、今後の福祉行政を進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

議長(川杉美津江君) 掛布まち子議員。

7番(掛布まち子君) 言葉だけではなく実際にきちんと動いて予算を付け、少しでも前進していくように要望して、大きな二点目に移りたいと思います。

学校給食の民間委託について、教育長に質問します。行財政改革推進計画の実施計画では、学校給食事業の効率化を図るとして、調理業務も含めた民間委託について、今

年度に検討、来年度に方針決定としております。しかし、町長は議会内外で、既に委託決定のような発言をされております。一体学校給食の民間委託について、教育委員会でどのような観点から、どれほどの検討を行ってきたのでしょうか。

東員町の学校給食センターは小学生・中学生だけではなく、抵抗力のない3歳から5歳の幼稚園児、18年度末の数でいきますと336人と順次センター給食に移行させている保育園児212人、合計約550人もの幼い子どもたちの給食も賄うことになります。給食で万が一にも食中毒などの事故が発生すれば、2,800人もの幼児・児童・生徒の命に一時に重大な影響が及ぶことになり、とりわけ高度な安全性の確保が求められます。にもかかわらず調理業務を民間委託することについて、あまりにも軽々しい議論が目につきます。

そこで、次の3点について教育長の見解をお尋ねいたします。1点目は、民間委託実施による効率化、すなわち歳出削減額をいくらと見込んでいるのか、試算結果をお示ください。

2点目に、調理業務の民間委託は違法な偽装請負にあたるという点について、どう検討しているのかをお尋ねいたします。給食センターでは県の職員である栄養士が作成した献立と、指示書に基づいて調理が行われるため、栄養士は直接調理現場で、調理員に対して味付けや調理行程、衛生管理などについてさまざまな指示をし、監督を行っております。民間委託された調理現場でも当然栄養士による同様の指示が不可欠です。また請負業者は調理業務に必要な設備や機材を自らの責任と負担で準備することは全くなく、町が調達した給食センターの設備を使用することになります。これらの事実から請負業者には専門性や企画性・独立性がなく、請負には該当しません。請負を装った労働者派遣、すなわち偽装請負にあたるのではありませんか。

3点目は安全性の問題です。民間委託された自治体では、不慣れで衛生管理の知識も不十分な調理員が時間差勤務で入り乱れて働いており、実際に異物混入や調理不十分などの事故も各地で多く報告されています。民間委託では栄養士が衛生管理などで、調理員を指導することができず、安全に責任を持つことができません。極めて高度な安全性が求められる学校給食は、この点で直営を原則前提としていると考えられます。民間委託は学校給食法に反するのではありませんか、教育長の答弁を求めます。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

(教育長 石垣征生君 登壇)

教育長(石垣征生君) 掛布議員の学校給食の民間委託に関するご質問に、お答えを申し上げます。

本町では、平成 18 年 3 月に行財政推進計画を策定し、継続的な発展を支えるため 70 項目にわたり行政運営の簡素化・効率化に取り組んでいるところでございます。学校給食業務の効率化につきましては、このうちの 1 項目として、平成 19 年度から検討を開始し平成 20 年度に方向性を決定することといたしております。

近年、学校給食の調理業務を民間委託する自治体が全国的に増加をいたしております。この傾向をみましても民間委託について検討する意義が十分にあると考えております。なお、現時点では検討資料の作成段階で、歳出の削減額をお示しする状況にございませんので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、調理業務の委託が労働者派遣法に違反するのではないかとのご指摘でございますが、本町の顧問弁護士からは、業務委託の場合であっても栄養士等の指揮監督は個人に対して行うものではなく、企業に対する指揮監督であり、法的に問題はないと回答を得ております。

次に、学校給食の民間委託が学校給食法に違反するのではないかとのご指摘でございますが、学校給食法は学校給食の普及・充実を目的としたものでございまして、昭和 60 年には文部科学省から学校給食業務の運営の合理化についてとして、業務委託の指針が出されていることから、学校給食の民営・民間委託が学校給食法に抵触するとは考えておりません。今後も児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、安全で栄養バランスのとれた学校給食づくりに努めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長(川杉美津江君) 掛布まち子議員。

7 番(掛布まち子君) まず民間委託実施による歳出削減額についてお尋ねしますが、示す状況にないという答弁でした。しかし、実施計画が策定されてから、既にもう 1 年か、18 年度末ですので、もう半年以上経っております。そして実際にこの 19 年度においては定年退職した調理員さんの補充で、新規調理員を採用するということが行われず、なし崩し的に既に民間委託決定のような感じで進んでいっています。

こういいますね、なし崩しのやり方ではなくてですね、やっぱりきちんと本当に 2,800 人もの命にかかわる、もし万が一民間委託によって事故が発生したら、その責任はどこにあるのか、町長そして教育長、そしてもし賛成したならば議員も全部その責任を負わなければならない。もう徹底的にですね、いくら削減できるというのか、どこに問題があり、ど

ここにいい点があるのか、やっぱりきちんと検討の過程、そして数字も示して堂々と議論を行ったうえで決定していくべき問題だと思います。

全国各地で民間委託が進んでいるとおっしゃいましたが、そんなに簡単に進んでいるわけではありません。東京都の杉並区というところで、学校給食の民間委託はけしからんということで、住民の方々がストップを求めて、住民訴訟を起こしておられます。その判決が、東京地裁の判決が3年前に出されましたけども、その中で結果的には住民敗訴ということになったらしいですけども、その中で画期的なことは民間委託になると、直営でやるよりも経費が減るところか、逆に増えるという、これを認める判決が出たということなんです。

住民側が15年間で約12億円、民間委託のほうが直営よりも経費が増えると、これを裁判所が認めたということなんです。実際、委託当初は業者が赤字でも数年間は頑張っていますけども、次第に経費が高くなっていくのが現実であります。直営で全部正職員というのを一歩譲って、臨時の方も適宜入っていただいて、そして若い職員、ベテランの方バランス良く取り混ぜていけば、民間のほうが安くなると、すごい削減額が生まれるというのは本当に神話ではない、もう完全に崩れていると思うんです。そこで教育長にお尋ねしますけども、委託料は何と何と何に基づいて算出されるのか、お聞きしたいと思います。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣征生君) お答えいたします。現在、私どもが民間委託を検討しておりますのは、一つは食材の検収、それから調理作業、それから配缶・配送、配送はもう既に委託しておりますけれど、それから回収・洗浄・保管・消毒・清掃、その業務について民間委託の検討をいたしておるところでございます。

議長(川杉美津江君) 掛布まち子議員。

7番(掛布まち子君) その中で、今おっしゃった中で、何に基づいて委託費というのは算出されるのか、いなべ市やそのほかの民間委託をやっているところのデータによれば、委託費の算出というのは調理員の必要人員の person 費、そして洗剤や調理員の被服費、あるいは検便費用だけであって、あとの調理に必要な機材類・光熱水費・機材の修繕費などの維持管理費はすべて自治体の負担になっています。そして食材の購入費用・賄い費用、これはイコールきっちり子どもから集める給食費と同額でなければならぬので、そこに委託費の入り込む余地はありません。これに間違いはないでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣征生君) ほぼ間違いはないというふうに思いますが、ただ洗剤というふうにおっしゃられましたけども、洗剤は私どものほうで現在も準備いたしておるところでございます。

議長(川杉美津江君) 掛布まち子議員。

7番(掛布まち子君) ほぼ間違いなくとおっしゃったので、その線で議論を進めたいと思いますが、そうしますとですね、一般のいろんな工事を請け負いに出す。そんな作業を請け負いに出すのと全く給食調理業務、あるいはその関連の業務の委託というのは様相が違っている。業者が自分の持っている機材・資材を使ってその業務を行うのではない。業者が使う機材は全部町の持ち物であって、光熱水費も業者が負担するわけではない、全部町が負担する。

ですから、委託費の算出はほとんど調理員の人件費である。その人件費の中で業者がある程度の儲けを確保しなければいけないということになってくると、本当に直営より安くなるとは限らないんじゃないか、業者の裁量でやりくりできる金額の自由度というのは、普通の民間委託に比べて調理業務の委託の場合とはとても小さい、だから直営の場合、上手く調理員の年齢などをやりくりすれば、民間よりも直営のほうが高いなんてということには、一概には言えないという結果が出るんじゃないかと、こういうことでありますので、あやふやにしないで検討結果を逐一そして数字でもって公開をしていって議論を進めていただきたいと思います。

そして2点目ですけれども、偽装請負になるんじゃないかと申しましたが、弁護士は問題ないと言います。しかし、実際に栄養士さんの仕事というのは調理現場で逐一、そして場合によっては一緒になって調理をするようなこともあるのが現実です。給食センターをご覧になったことのある弁護士とは思いませんけれども、実際にもし調理員に対して直接いろんな指導を栄養士が行ったならば、それは完全に偽装請負になります。業者が労働者を派遣することになる。労働者派遣であれば3年間経てば町が直接調理員を雇用しなければならない義務が出てきます。全くおかしいと思います。実際に民間委託したところでは、栄養士の現場への指示はできないと、このように進んでおります。その点で安全性に非常に疑問が出てくるということなんです。

先程、最後の点で安全性の問題についてお尋ねしますけども、食材の購入についてです。食材の調達というのは今、栄養士が選定をし、そして町が購入して管理を行っております。その食材は町の商工会を通じて納入をされ、あるいは町内あるいは員弁郡内の

業者からもかなり納入をされております。もし民間委託となった場合、食材の調達というのはどのように変化するのか、教育長にお尋ねをしたいと思います。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣征生君) 食材の調達につきましては、現在と変わらないというふうに思っております。

議長(川杉美津江君) 掛布まち子議員。

7番(掛布まち子君) 現在と変わらないとおっしゃいましたが、それは栄養士の責任で入札をかけ、町が購入し、そういうことができるということなんでしょうか、もう一度お尋ねをしたいと思います。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣征生君) そのとおりでございます。現在、町の食材組合等から購入をいたしておりますけれど、調理業務を民間委託した場合でも、食材の購入には私どもが責任をもってあたりたいと考えております。

議長(川杉美津江君) 掛布まち子議員。

7番(掛布まち子君) 教育長はちょっと研究が足りないんじゃないですかね。兵庫県の丹波市というところで、学校給食の給食センターの調理業務をこの2007年9月、この9月から実施しようとしたのができなくなった。直営で続行するんだということが報道されました。兵庫県の丹波市です。

その理由というのがふるっておまして、丹波市は安全・安心の給食確保のために、栄養士がつくった献立を市が食材を購入し、その食材を調理業者、民間業者に渡して調理してもらうんだと、だから民間委託は、でも大丈夫だからやりますよと説明していたんですけど、兵庫の労働局からそれは偽装請負になるからできません。請負業務委託では食材は業者が購入しなければいけない。市が自治体が購入しているのは業務委託と言えないと、こういうことで直営にセンター化の計画が、民間委託化の計画がストップした。こういう報道があります。この点について、教育長はどう思われますか。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣征生君) 昭和60年の当時の文部省、現在の文部科学省の体育局長からですね、各県の教育委員会の教育長あてに出されております、その通知によりまして

は、一つは献立には責任を持ちなさいよと、それからその食材の購入についても責任を持ちなさいよと、そういうその民間に委託するにあたってはですね、そういうことをきちっと検討しなさいよと、こういうことでなされておりますんで、私どもといたしましては食材の購入、それから献立については私どもが責任を持って学校給食の安全のためにあたりたいと、こんなふうに思っております。

議長(川杉美津江君) 掛布まち子議員。

7番(掛布まち子君) 私はでたらめを言っているわけではなく、兵庫労働局が食材を市が購入して業者に渡すのは派遣と請負の区分基準、昭和61年4月17日労働省告示37号に照らして問題があると指摘して、市は委託を断念をしたというふうになっております。

きちんとこの兵庫県の丹波市の状況を確認をし、民間委託というのはそう簡単ではない。安全性確保のためにきちんと栄養士が食材をチェックし、町が管理しようと思ってもそうはいかないんだと、今、食品の安全性が非常に問われております。大手の食品メーカーが、調理業者がもしセンターの運営を担うとなったら、当然その系列の大手の食品メーカーからドット入り込んで、地元の商工会が食材を納入していた、これができなくなる。地元の業者が税金を払って、町に税収として還元されていたその分がなくなって、町外の手先の食品メーカーの儲けになっていってしまう。そして安全性にも問題があり、栄養士が町がチェックできない。こういう非常な安全性に問題が出てまいります。是非、曖昧にせずですね、すごく肝心要のところですので、しっかりと確認をし、進んでいただきたいと思っております。

そして学校給食法に基づいて、文部科学省は業務委託の指針というのを出しているんだとおっしゃいますが、国のやることは無茶苦茶でありまして、食育基本法関連ではセンターよりも直営のほうがいいんだなんていうことを言っているわけです。本当に子どもの食の安全ということを考えれば、そして経費の面でも委託が安上がりとは言えないということが、全国の経験でわかってきております。今、学校関係者や保幼の関係者、そして保護者の方からも不安の声があがっております。

ずいぶん前、石垣教育長の前の辻多喜雄前教育長とこの場で、あのときは中学校給食の導入とセンターの導入にあたって、さまざまな議論をしましたがけれども、そのときの忘れられない一言は、辻多喜雄前教育長は民間委託は駄目だとおっしゃいました。それはしっかり私は覚えております。業者は入札で毎年変わるわけにはいきません。安全のためにやはり随意契約ということになっていってしまいます。いなべ市でもそうです。わけのわからない形で、ある特定の業者が知らないうちに随意契約で決まり、ずっとそのままそこに

残っていく、そして委託料は初めは安かったけれども、なぜか知らないうちに上がっていった。業者と町の癒着は大丈夫なのか、そんな勘ぐられることまで生じてまいります。結論ありきではなく、きちんと情報を公開し、十分な議論を求め、この一般質問を終わりたいと思います。